

令和5年3月2日
選挙管理委員会事務局

江東区議会議員選挙及び江東区長選挙の執行について

1 選挙期日の告示日及び選挙期日

- (1) 告示日 令和5年4月16日(日)
- (2) 選挙期日 令和5年4月23日(日)

2 選挙人名簿への登録

- (1) 登録基準日 令和5年4月15日(土)
- (2) 登録日 令和5年4月15日(土)
- (3) 閲覧日 令和5年4月16日(日)
- (4) 区議・区長選挙登録者
 - ア 年齢 平成17年4月24日以前に出生した者
 - イ 住所 令和5年1月15日までに住民基本台帳法に基づく転入届出をし、引き続き江東区に住所を有する者
- (5) 選挙人名簿登録者の移替えを行わない期間
令和5年3月31日(金)～4月23日(日)

3 立候補予定者説明会

- (1) 日時 令和5年2月6日(月)午後1時30分
- (2) 場所 江東区教育センター 1階大研修室(東陽2-3-6)

4 立候補届出関係書類事前審査

- (1) 日時 令和5年3月20日(月)～3月31日(金)〔日曜・祝日を除く。〕
午前9時～午後5時
- (2) 場所 江東区役所7階 選挙管理委員会事務局

5 立候補届出受付

- (1) 受付日時 令和5年4月16日(日)午前8時30分～午後5時
- (2) 受付場所
 - ア 江東区議会議員選挙
江東区役所7階 第71～第73会議室
(午前11時以降は、選挙管理委員会事務局)
 - イ 江東区長選挙
江東区役所3階 議会棟 第一委員会室
(午前10時以降は、選挙管理委員会事務局)
- (3) 届出順位の決定
午前8時30分までに受付場所に到着した候補者が2人以上いる場合は、くじにより届出順位を決定する。それ以後は受付順とする。

- (4) 政党その他の政治団体(確認団体)の届出、申請等の受付 (江東区長選挙のみ)
- ア 期 間 令和5年4月16日(日)～4月22日(土)
- イ 時 間 午前8時30分～午後5時
- ウ 場 所 江東区役所3階 議会棟 第一委員会室
(4月16日(日)午前10時以降は、選挙管理委員会事務局)

6 投票関係

- (1) 投票日 令和5年4月23日(日)
- (2) 投票時間 午前7時～午後8時
- (3) 投票所 57か所
- (4) 投票所の変更
- ア 第12投票区：富岡区民館から数矢小学校に変更
(数矢小学校の改修工事等終了のため)
- イ 第36投票区：第二大島小学校から第二大島中学校に変更
(第二大島小学校の改築工事のため)
- (5) 期日前投票

期 間	令和5年4月17日(月)～4月22日(土)
時 間	午前8時30分～午後8時
場 所	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区役所2階〔東陽4-11-28〕 ・森下文化センター2階〔森下3-12-17〕 ・富岡区民館(富岡出張所)3階〔富岡1-16-12〕 ・豊洲シビックセンター1階〔豊洲2-2-18〕 ・小松橋区民館(小松橋出張所)4階〔扇橋2-1-5〕 ・カメラプラザ9階〔亀戸2-19-1〕 ・総合区民センター6階〔大島4-5-1〕 ・砂町区民館(砂町出張所)3階〔北砂4-7-3〕 ・南砂区民館(南砂出張所)4階〔南砂6-8-3〕

- (6) 投票用紙の様式等

	江東区議会議員選挙	江東区長選挙
大 き さ	縦128mm×横80mm(点字は縦140mm)	
体 裁	片 面 印 刷	
用 紙 の 色	オレンジ色	白 色
文 字 の 色	黒 色	黒 色
委 員 会 の 印	黒 色	朱 色

- (7) 投票の順序
江東区議会議員選挙の投票を先に行い、江東区長選挙の投票を後にする。

7 開票(選挙会)関係 【翌日開票】

- (1) 日 時 令和5年4月24日(月)午前8時
- (2) 場 所 ホテルイースト21東京 1階多目的ホール(東陽6-3-3)
- (3) 選挙立会人届出
- ア 届出期限 令和5年4月20日(木)午後5時
- イ 届出場所 江東区役所7階 選挙管理委員会事務局

8 公営ポスター掲示場の設置

- (1) 設置数 448か所(予定)
- (2) 期間 令和5年4月16日(日)～4月23日(日)
- (3) 面数 江東区議会議員選挙：4段、72面(予定) (タイトル含む)
江東区長選挙：2段、8面(予定) (タイトル含む)

9 選挙公報の発行等

- (1) 申請期限 令和5年4月16日(日)午後5時
- (2) 受付場所 立候補受付場所
(江東区議会議員選挙は午前11時以降、江東区長選挙は午前10時以降は、選挙管理委員会事務局)
- (3) 掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
ア 日時 令和5年4月16日(日)午後6時
イ 場所 江東区役所7階 選挙管理委員会室
- (4) 配布日 令和5年4月18日(火)～4月19日(水) (予定)
- (5) 配布方法 業者委託による各戸配布
- (6) 補完措置 84か所(区施設等54か所 駅構内30か所)
- (7) ホームページへの掲載 令和5年4月17日(月) (予定)

10 「候補者氏名等掲示」の順序を定めるくじを行う日時及び場所

- (1) 日時 令和5年4月16日(日)午後5時30分
- (2) 場所 江東区役所7階 選挙管理委員会室

11 個人演説会の開催

- (1) 公共施設等 小・中学校、区民館、公会堂、文化センター、地区集会所等(1回の使用時間は5時間以内)
- (2) 申請手続 開催する日の2日前(開催日が18日であれば16日)の午後5時までに選挙管理委員会に申し込む。

12 投票所入場整理券の配付

- (1) 配付期間 令和5年4月12日(水)～4月14日(金) (予定)
- (2) 配付方法 1人1枚、世帯分を封書に入れ配付
- (3) その他 期日前(不在者)投票宣誓書を裏面に印刷

13 候補者の選挙運動費用支出制限額

- (1) 江東区議会議員選挙

$$\frac{\text{告示日の選挙人名簿登録者数}}{\text{議員の定数(44名)}} \times 501\text{円} + 220\text{万円}$$

(上記より算出した額が固定額(220万円)の3倍を超えるときは、固定額の3倍の額(660万)が支出制限額となる。)

- (2) 江東区長選挙

$$\text{告示日の選挙人名簿登録者数} \times 81\text{円} + 310\text{万円}$$

(上記より算出した額が固定額(310万円)の6倍を超えるときは、固定額の6倍の額(1,860万)が支出制限額となる。)

※支出制限額の100円未満の端数は切り上げる。

14 選挙運動用表示物等

- (1) 文字等の色
 - 江東区議会議員選挙 青 色
 - 江東区長選挙 茶 色
- (2) 選挙運動用表示物
 - 自動車（船舶）用標旗 (1枚)
 - 拡声機用表示物 (1枚)
 - 乗車（乗船）用腕章 (4枚)
 - 街頭演説従事者用腕章 (11枚)
 - 街頭演説用標旗 (1枚)
- (3) 政治活動用表示物（江東区長選挙のみ）
 - 自動車（船舶）用標旗 (1枚)
 - ポスター証紙 (1,000枚)
 - 政談演説会告知用立札・看板証紙 (5枚)
- (4) 選挙運動用ビラ
 - ビラ証紙 江東区議会議員選挙 (4,000枚)
 - 江東区長選挙 (16,000枚)

15 啓発活動

- (1) 選挙告知用駅ポスターの掲出（19か所）
 - 令和5年4月3日（月）～4月23日（日）
- (2) 区防災無線による棄権防止のPR
 - 令和5年4月22日（土） 1回【午後1時】
 - 令和5年4月23日（日） 3回【午前11時30分、午後2時30分、午後6時30分】
- (3) 店内放送等（区役所、スーパー約29か所）
 - 令和5年4月17日（月）～4月23日（日）
- (4) 商店街放送（8か所）
 - 令和5年4月17日（月）～4月23日（日）
- (5) 区内高校・大学での校内放送（18校）
 - 令和5年4月17日（月）～4月22日（土）
- (6) 啓発ポスターの掲示（約700枚）
 - 令和5年4月11日（火）～4月23日（日）
- (7) 「選挙のお知らせ」の配付
 - 投票所入場整理券に同封し世帯ごとに配付
 - 令和5年4月12日（水）～4月14日（金）
- (8) 啓発物品の配布
 - 令和5年4月15日（土）～4月22日（土）
- (9) 広告付き電子表示板（区役所・出張所7か所）
 - 令和5年4月16日（日）～4月23日（日）
- (10) 区ホームページバナー、区SNS
 - 令和5年4月16日（日）～4月23日（日）

16 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 投票所内における感染症対策

- ・アルコール消毒液を設置する。(出入口等)
- ・記載台、机等の消毒を定期的実施する。
- ・飛沫感染防止シートを設置する。
- ・消毒済鉛筆を使用する。
- ・選挙人同士の間隔(1 m程度)を確保する。
- ・定期的に換気を実施する。
- ・従事者は常時マスクを着用する。

(2) 期日前投票の周知

- ・混雑緩和のため、区ホームページや区報に以前の選挙の期日前投票状況を掲載し、分散投票を促進する。
- ・各期日前投票所の時間帯別投票者数を当日夜間に区ホームページに掲載する。

(3) 選挙人へのお願い事項等

- ・来場、退場時の手指アルコール消毒
- ・筆記用具(鉛筆・シャープペンシル・油性ボールペン)持参の推奨

(4) 新型コロナウイルス感染症療養者等の特例郵便等投票

- ・宿泊療養者、自宅療養者および入国後の待機者を対象に実施する。
- ・区ホームページ、区報、選挙のお知らせ等により周知する。